

府内に事業所を有する

事業主の 皆さまへ

障害者の雇用の促進等に関する
制度の概要と
障害者雇用事例



障害者雇用の状況

(障害者雇用率の状況)

民間企業の
障害者の雇用率

= 1.55%

(大阪 1.56%)

「障害者雇用の促進などに関する法律」では「障害者雇用率制度」が設けられており、常用労働者数が56人以上の一般民間の事業主は、その常用労働者数の1.8%以上の障害者(身体障害者又は知的障害者)を雇用しなければなりません。

平成19年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の実雇用率は、前年より0.03%ポイント上がって1.55%でした。

しかしながら、①中小企業の実雇用率は引き続き低い水準にあり、特に100～299人規模の企業において、実雇用率(1.30%)が企業規模別で最も低くなっています。1,000人以上規模の企業においては、実雇用率は高い水準(1.74%)にあるものの、法定雇用率達成企業の割合(40.1%)が企業規模別で最も低くなっていること等、引き続き改善を要する点も多い状況となっています。



障害者の雇用の促進等に関する 制度の概要

障害者の雇用の促進に関しては、障害者の促進に関する法律(以下「法」という。)において対象となる障害者の範囲や、主な制度の枠組み等について設定されています。この法では、障害者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的として、

障害者の雇用の促進と職業安定を図ることを目的として



これらを中心とする施策を講じることとされています。



身体障害者又は知的障害者の雇用義務

1 障害者雇用率制度

①障害者雇用率制度の概要

事業主は、次のように障害者雇用率(いわゆる法定雇用率)によって計算される法廷雇用障害者数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用しなければなりません。この法廷雇用障害者数は、事業所単位ではなく企業全体について計算されることとなっています。

なお、精神障害者は雇用義務の対象ではありませんが、精神障害者保健福祉手帳所持者を雇用している場合には、各企業における雇用障害者数の算定対象に加えることができます。



②各企業における雇用障害者数の算定方法

各企業における雇用障害者数の算定は、下記の通り行います。

労働者	障害の種類	障害の程度	算定数
常用労働者 (短時間労働者を除く)	身体障害者	重度	1人を2人として算定 (ダブルカウント)
		重度以外	1人を1人として算定
	知的障害者	重度	1人を2人として算定 (ダブルカウント)
		重度以外	1人を1人として算定
精神障害者		1人を1人として算定	
短時間労働者	身体障害者	重度	1人を1人として算定
	知的障害者	重度	1人を1人として算定
	精神障害者		1人を0.5人として算定 (0.5カウント)

③障害者の把握・確認について

障害者雇用状況報告に当たって、障害者を把握・確認する際には、「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」により、障害者の適正な把握・確認に努めてください。「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」は厚生労働者ホームページ (<http://www.go.jp/bunya/koyou/shougaisha01/060101.html>)に掲載しておりますのでご活用ください。

2 除外率制度

各企業が雇用しなければならない法廷雇用障害者数を算定する際の基礎となる常用労働者数の計算に当たっては、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その労働者数から一定率に相当する労働者数を控除します。ただし、障害者雇用調整金及び報奨金の支給を算定する際に除外率は適用されません。

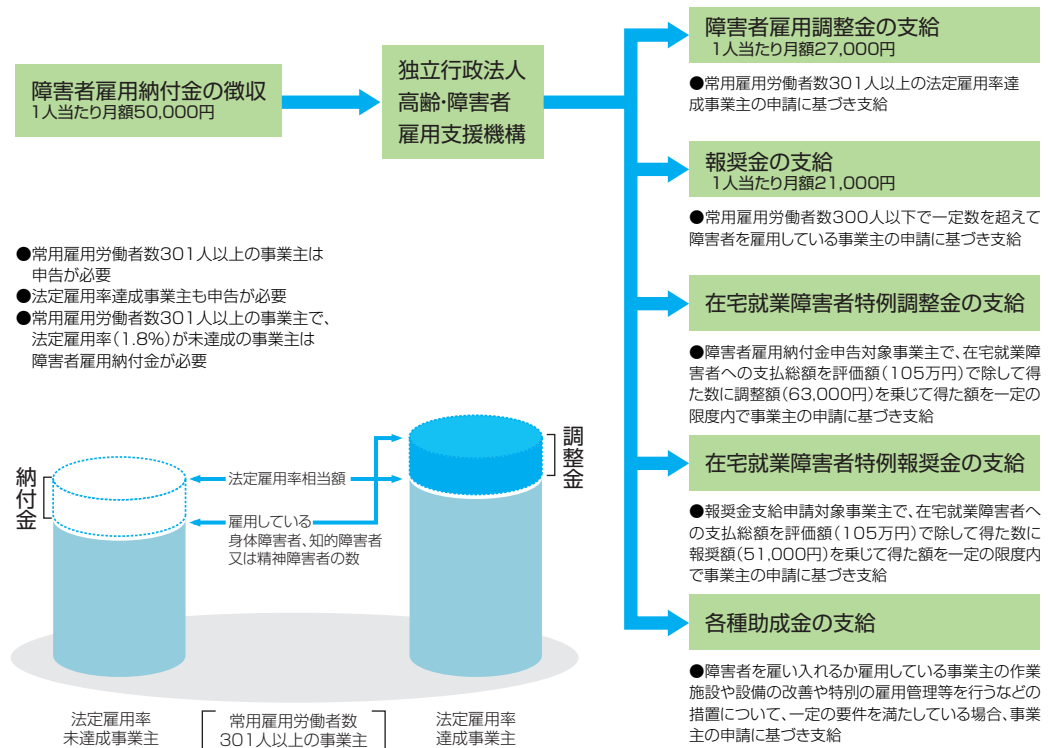




障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度は、企業が身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用する場合には作業設備や職場環境を改善したり、特別の雇用管理や能力開発等を行うなど経済的な負担が掛かることを考慮し、障害者雇用率に相当する数に達するまで身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していない企業から納付金を徴収し、これによって身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多く雇用している企業の負担を軽減するなど、主として身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用に伴う経済的なアンバランスを調整しつつ、全体として障害者雇用の水準を高めることを目的とする制度です。

また、障害者雇用納付金は罰金ではありませんので、障害者雇用納付金を支払ったからと言って雇用義務を免れるものではないことに留意してください。



1 障害者雇用納付金の徴収

事業主は、原則として法定雇用障害者数に応じて障害者雇用納付金を納付しなければならないことになっていますが、身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用労働者(重度障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。)を雇用している事業主については、その雇用数に応じて減額されます。結果的に障害者雇用納付金を納付しなければならないのは、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を法定雇用障害者数まで雇用していない事業主、すなわち障害者雇用率未達成の事業主だけとなります。

なお、当分の間、常用雇用労働者300人以下の規模の事業主からは、納付金は徴収しないこととなっています。

[P5に続く](#)

(1) 納付金を納付する事業主

納付金を納付しなければならない事業主は、次の①の数が②の数に不足する事業主です。

①1年度の各月の初日に実際に雇用している身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用雇用労働者の数(重度障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって2人として計算します。)をその1年分合計した数。なお、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は、その1人をもって1人とし、精神障害者である短時間労働者は、その1人をもって0.5人として計算します。

②1年度の各月の初日における法定雇用障害者数をその1年分合計した数

注1)4月から翌年3月までを1年度とします。

(2) 障害者雇用納付金の額

障害者雇用納付金の額は、次の通り計算します。

$$\text{法定雇用障害者数} = (\text{1)の②の数} - (\text{1)の①の数}) \times 50,000\text{円}$$

(3) 障害者雇用納付金の申告、納付の手続き

①常用労働者数が300人を超える月が5ヶ月以上ある事業主は、翌年4月1日から5月15日までの間に障害者雇用納付金の申告及び納付をしなければなりません。

②障害者雇用納付金の申告は定められた書類を高齢・障害者支援機構(各都道府県高齢・障害者雇用支援協会等が窓口となります。)に提出することによって行います。

注1)障害者雇用納付金は、法人税法上損金に算入され、所得税法上必要経費に算入されます。

注2)障害者雇用納付金制度でいう「短時間労働者」とは、1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ、20時間以上30時間未満である常用労働者です。

2 障害者雇用調整金・報奨金の支給

(1) 障害者雇用調整金の申告

障害者雇用調整金の対象となる事業主であって障害者雇用率を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用労働者(重度障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。)を雇用するものに対し、その超えて雇用している身体障害者、知的障害者又は精神障害者1人につき月額27,000円を支給します。

(2) 報奨金の支給

その雇用する常用労働者の数が300人以下の事業主であって、一定数(各月の常用労働者の4%相当の年度間合計数又は72人のいずれか多い数)を超えて身体障害者、知的障害者又は精神障害者である常用労働者(重度障害者又は精神障害者である短時間労働者を含む。)を雇用する事業主に対し、その一定数を超えて雇用している身体障害者、知的障害者又は精神障害者1人につき月額21,000円を支給します。



障害者雇用の関係機関

大阪労働局 職業対策課

〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8中央大通FNビル21階

TEL.06-4790-6311

社団法人 大阪府雇用開発協会

〒530-0001 大阪市北区梅田1-12-39新阪急ビル10階

TEL.06-6346-0122

独立行政法人 高齢・障害者雇用支援機構

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11クラブウアネックスビル3階

TEL.06-6265-6857

大阪障害者職業センター

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11クラブウアネックスビル4階

TEL.06-6261-7005

大阪障害者職業センター 南大阪支所

〒591-8085 堺市長曾根町130-23 堺商工会議所5階

TEL.072-258-7137

障害者雇用の関係機関

ハローワーク(公共職業安定所)

大阪東

〒540-0011
大阪市中央区農人橋2-1-36ピップビル1~3F
TEL.06-6942-4771

池田

〒563-0058
池田市栄本町12-9
TEL.072-751-2595

梅田

〒530-0001
大阪市北区梅田1-2-2大阪駅前第2ビル16F
TEL.06-6344-8609

泉大津

〒595-0025
泉大津市旭町22-9
TEL.0725-32-5181

大阪西

〒552-0011
大阪市港区南市岡1-2-34
TEL.06-6582-5271

河内柏原

〒582-0003
柏原市堂島町1-22
TEL.072-972-0081

阿倍野

〒545-0004
大阪市阿倍野区文の里1-4-2
TEL.06-6628-5051

枚方

〒573-8566
枚方市大垣内町2-9-21
TEL.072-841-3363

淀川

〒532-0024
大阪市淀川区十三本町3-4-11
TEL.06-6302-4771

泉佐野

〒598-0007
泉佐野市上町2-1-20
TEL.072-463-0565

布施

〒577-8585
東大阪市長栄寺7-6
TEL.06-6782-4221

茨木

〒567-0885
茨木市東中条町1-12
TEL.072-623-2551

堺

〒590-0028
堺市堺区三国ヶ丘御幸通152 堺ジョルノビル8F
TEL.072-238-8301

河内長野

〒586-0025
河内長野市昭栄町7-2
TEL.0721-53-3081

岸和田

〒596-0826
岸和田市作才町1264
TEL.072-421-5541

門真

〒571-0045
門真市殿島町6-4守口門真商工会館4F
TEL.06-6906-6831

障害者雇用の事例

障害者数	35名	障害の種類	身体障害者・知的障害者
① 主な事業内容	有料老人ホーム 高齢者専用住宅の運営		
② 雇用している障害者の状況	時間…1日6時間～8時間(契約により異なる) 業務内容…介護業務・清浄など。		
③ 採用の状況	養護学校の実習受け入れからの採用・ハローワークからの紹介		
④ 受付にあたっての体制	あいさつなどのコミュニケーションができる人。業務に慣れるまで、マンツーマントレーニングを行うが、その後は定期的なフォローアップで業務ができる人。		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	マンツーマントレーニング。介護に関しては定期的に座学の研修有	
	同僚・上司の援助指導	施設管理者(指導担当)による相談・指導・本部窓口による対応。	
	人間関係の工夫	施設職員に対する教育(障害の理解)	
⑥ その他	国等の助成金の活用		

障害者数	26名	障害の種類	身体障害者・知的障害者
① 主な事業内容	化粧品の製造及び販売		
② 雇用している障害者の状況	勤務時間 一日7時間～7時間45分(内1名重度障害者5時間) 作業内容 パソコン入力、テレフォンオペレーター、事務用品の販売及び宅急便受付 清掃、倉庫作業、充填・梱包仕上、一般事務、など		
③ 採用の状況	①公共職業安定所の紹介 ②職業訓練校の紹介 ③合同就業説明会の参加		
④ 受付にあたっての体制	通勤可能な人 業務遂行可能な人		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	教育はマンツーマン教育による指導が中心になりますが 軽作業による仕事の慣れ及び適正を判断し、順次生産ラインでの作業に異動する	
	同僚・上司の援助指導	1人でも多く生活相談員の資格を取得させ、相談相手を増やすことにより仕事に慣らすとともに、悩みや不満を解消する。	
	人間関係の工夫	障害者の特徴の把握は重要ですが、受け入れ側(配属先)の責任者及び同僚の意識・姿勢を高める。	
生活指導	生活相談員が絶えず気を配り、気楽に声をかけやすい雰囲気を作る。		
⑥ その他	障害者介助等助成金の活用		

障害者雇用の事例

食料品製造業

障害者数	12名	障害の種類	身体障害者、知的障害者、精神障害者
① 主な事業内容	食料品の製造・加工等		
② 雇用している障害者の状況	勤務時間 一日 8時間、知的障害者は一日 6時間・週3～4日勤務 作業内容 パン製造ラインの仕込み、パン製品の梱包、学校食堂の洗い場 賃金形態 健常者と賃金形態は同じ(知的障害者は時給)		
③ 採用の状況	ハローワークの紹介 トライアル雇用も行っているが、採用時の面談に力を置いている		
④ 受付にあたっての体制	通勤可能な人 業務遂行可能な人		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	トライアル雇用を実施して適正を判断している	
	同僚・上司の援助指導	知的障害者へは意識的に声掛けを行っている	
	生活指導	特別の配慮はしていない 知的障害者については、部門長等の目に届きやすい職場を選定	
⑥ その他	特定求職者雇用開発助成金等を活用		

食肉製造・加工業

障害者数	5名	障害の種類	知的障害者
① 主な事業内容	食肉の製造・加工		
② 雇用している障害者の状況	勤務時間 一日7.5時間 作業内容 コンテナ洗浄、場内整理、食肉原料の袋掛け他 賃金形態 日給制(重度は時給)		
③ 採用の状況	養護学校・ハローワークの紹介		
④ 受付にあたっての体制	通勤可能な人(全員 電車通勤) 業務遂行可能な人		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	トライアル雇用を実施して適性を判断している	
	同僚・上司の援助指導	障害者への声かけを常に行っている	
	人間関係の工夫	障害者理解のための情報提供とコミュニケーション	
⑥ その他	特定求職者雇用開発助成金を活用		

障害者雇用の事例

障害者数	1名	障害の種類	知的障害者
① 主な事業内容	金属アンカーの組立		
② 雇用している障害者の状況	・勤務時間 1日6時間30分 ・パート雇用 ・ゴム製品にネジを一定の深さに取り付ける。その種類は40~50。単純作業であるが、普通の人より作業が早く、生産性向上に貢献している。二人一組(健常者と障害者)で相談・確認を行う。		
③ 採用の状況	障害者就労支援センターより、実習依頼を受けスタート		
④ 受付にあたっての体制	作業意欲と性格的に真面目な人を希望する。 自力通勤ができる人		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	毎年2回、研修生を受け入れている。実習内容はネジの箱づめ作業を3日間行っている。	
	同僚・上司の援助指導	障害者の自主性を重んじ、質問に対しては丁寧に対応することなど人間関係の工夫を行っている。作業結果を見て、不十分なところがあった時点で根気よく指導している。	
	生活指導	限定された人数であるが、コミュニケーション友達がいる。 市役所と密接な相談を行っている。	
⑥ その他			

障害者数	1名	障害の種類	知的障害者
① 主な事業内容	建具製造業		
② 雇用している障害者の状況	障子紙を貼る仕事。緻密な作業。		
③ 採用の状況	特別支援学校から研修生を受け入れ、採用に至った。		
④ 受付にあたっての体制	採用条件:障害者と健常者の待遇の差別はしない。 真面目で素直である。		
⑤ 雇用の管理状況	教育・訓練・研修	マンツーマンで仕事を教えた。本人は粘り強い。毎日特訓。 やりやすいように、例えば刷毛をペイント用ローラーにするなど、工夫した。	
	同僚・上司の援助指導	一人前に自立出来るようにすることが目標。どこでも採用してもらえる様にしたい。	
	生活指導	本人から相談があった場合は、できる限り助言をする。	
⑥ その他	勤務は真面目であり、欠勤・遅刻・早退はない。家族みんなが応援している。		



お問い合わせは

大阪府中小企業団体中央会 振興部労政課

〒540-0029 大阪府中央区本町橋2番5号
(マイドームおおさか6階)

TEL:06-6947-4372

平成19年度中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業